

深浦町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月6日(木) 午前10時より

2. 開催場所 深浦町役場1階「町民文化ホール」

3. 出席委員(11名)

会長 14番、西崎 哲彦

委員 1番、長尾 俊吾 2番、新岡 一樹 3番、島 成人
5番、工藤 雅夫 6番、村山 勝彦 7番、奈良 玲子
8番、平澤 忠彦 9番、吉田 政志 12番、前田 正彦
13番、堀内 竹一

4. 欠席委員(3名) 4番、永谷 玲二 10番、上田 茂子 11番、角谷 喜春

5. 議事録署名者の選任 2番、新岡 一樹 3番、島 成人

6. 議案審議

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

議案第5号 深浦町農地賃借料情報について

議案第6号 令和7年度 深浦町農作業等標準額の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秦 賢一

次 長 福沢 久弥

8. 会議の概要

事務局次長 皆様お疲れ様でございます。

定刻となりましたので、農業委員会総会を開会します。会長より挨拶をお願いします。

西崎会長 皆さん改めましておはようございます。
本日も、皆様からの活発な意見が出されますようお願いしまして、簡単ではありますが私からの挨拶とします。

事務局次長 ここで、欠席委員の報告をいたします。
議席番号4番永谷玲二委員、10番、上田茂子委員、11番、角谷喜春委員については、欠席となっております。
ただ今の出席委員は、14名中11名で、深浦町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、同規則第4条の規定により、議長は会長が務める事となっておりますので、以降の議事の進行は西崎会長にお願いします。

西崎議長 これより議事に入ります。
まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
深浦町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名する事にご異議ありませんか。

一 同 「異議なしの声」あり

西崎議長 議事録署名委員は「議席番号2番、新岡一樹委員、3番、島成人委員」にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、福沢事務局次長を指名します。
それでは議案審議に入ります。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします
議案第1号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局次長 (議案第1号 番号1について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1については、原案のとおり可決しました。
続いて、議案第1号 番号2について議題といたしますが議席番号2番 新岡一樹

委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(新岡委員退場)

西崎議長 議案第1号 番号2について事務局より説明を求めます。

事務局次長 (議案第1号 番号2について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号2については、原案のとおり可決しました。
それでは新岡委員の入場を求めます。

(新岡委員入場)

西崎議長 新岡委員に報告します。議案第1号番号2については原案のとおり可決されましたので報告します。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)」を議題といたしますが議席番号2番 新岡一樹委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(新岡委員退場)

西崎議長 それでは議案第2号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局次長 (議案第2号 番号1について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 番号1については、原案のとおり可決しました。
それでは新岡委員の入場を求めます。
(新岡委員入場)

西崎議長 新岡委員に報告します。議案第2号番号1については原案のとおり可決されたので報告します。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたしますが、議席番号2番 新岡一樹委員、6番 村山勝彦委員、8番 平澤忠彦委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(新岡、村山、平澤委員退場)

議案第3号番号1～7について事務局より説明を求めます。

事務局次長 (議案第3号 番号1～7について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号 番号1～7について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号番号1～7については、原案のとおり可決しました。
それでは新岡委員、村山委員、平澤委員の入場を求めます。

(新岡委員、村山委員、平澤委員入場)

西崎議長 新岡委員、村山委員、平澤委員に報告します。議案第3号番号1～7については原案のとおり可決されたので報告します。

西崎議長 次に議案第4号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題

といたします。

議案第4号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局次長 (議案第4号 番号1について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 番号1については、原案のとおり可決しました。

次に議案第5号「深浦町農地賃借料情報について」を議題といたします。議案第5号について事務局より説明を求めます。

事務局次長 (議案第5号について説明)

「深浦町農地賃借料情報について」の案件は1議案1件であります。

農地法第52条の規定に基づき、深浦町農地賃借料を公開するにあたり、承認を求めるもので、令和6年1月1日～12月31日までの1年間に農地法及び農業経営基盤強化促進法によって貸借された案件を大戸瀬地区、深浦地区、岩崎地区に分類し、10a当たりの田と畑の賃借料について、平均額、最低額、最高額を算出しております。

なお、使用貸借については、賃借料が無償であるため対象外となっております。

田の賃借料ですが、表の下にも記載しておりますが、昨年より米価格増加に伴い、物納で貸借している農家分が増加しております。

畑については、ほとんどが機構を使用しての貸借で、旧大戸瀬地区1件2,000円、旧深浦地区、旧岩崎地区が0件で平均が2,000円で全体平均10aあたり2,000円となっております。

こちらの表はあくまでも農業経営の参考としての賃借料の提供であります。

以上です。

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決しました。

西崎議長 次に、議案第6号「令和7年度 深浦町農作業等標準額の設定について」を議題といたします。議案第6号について事務局より説明を求めます。

事務局次長 （議案第6号について説明）

「令和7年度深浦町農作業等標準額の設定について」の案件は、1議案1件であります。

こちらは、令和7年度の農作業標準額の目安を設定するもので、近隣市町の標準賃金などを勘案して算出しております。

変更点は1点あります。

作業内容の「田植・稲刈り・田と畑の一般作業」の4項目の賃金については、昨年の7,200円から7,700円と500円の増となりました。これは、青森県の最低賃金が昨年の898円から953円と55円増えたことにより変更いたしました。

その他の作業内容は、近隣市町の賃金と比較し、田耕起200円、田荒かき200円、田代かき500円、荒・代かき500円、耕起・荒、代かき500円、バインダー500円、コンバイン500円、畔塗り100円、オペレーター400円増えました。

お手元に、参考資料として他市町の標準額比較、令和3年度からの標準額一覧、最低賃金パンフレットを配布しています。

以上です。

西崎議長 5分だけ休憩いたします。

（休憩）

それでは会議を再開します。

これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

この件については他の地区の農業委員会の会長も疑問に思っただけでなく燃料が高くなっているのに、町で出せばいくら協議をしてと言ってもそのままになってしまう。という話で深浦の方はどういうふうになっているんだと聞かれることがある。

新岡委員 これは青森県の？

西崎議長 各農業委員会で決める

新岡委員 あくまでも深浦町で決める

新岡委員 人に対する労働時間の対価としては分かるんですが、農作業機械トラクターとか

そのほか現場まで行ったりとか、いろんなコストがかかるのでそれを加味した金額なのかどうか 一度みんなで議論してもらいたいと思います。

西崎議長 事務局からどうですか。

事務局次長 運搬等については移動距離が異なりますのでちょっと含めることは出来ないと思います。

西崎議長 という事で皆さんから何かご意見ご質問等ございませんか。
例えば下の米印もっと大きく見やすくしてくれとか、そうするとまた見やすくなる。
無いですか。無ければこのまま決めますけど。

工藤委員 7, 700円って書いてあるからこれ以上だとダメみたいなイメージがあると思うんですけど。7, 700円～と書いてみたらイメージ変わってくると思いますが、書き方を変えてみたらどうですか。

西崎議長 という事です。今の話はどうですか。
これはあくまでも最低賃金の計算をして出していると思うが。

事務局次長 そうです。あくまでもこれは最低の額ということでやっているのだから上げる分には全然問題ないです。

西崎議長 ただこれ出してみんな決定だと思ってこの額だと思ってしまっている。参考までにというふうになっていますが、参考になってなくてこれで決定しますか？

新岡委員 工藤委員が言ったように「～」を付けて参考にした方がわかりやすいと思いますかどうか。

西崎議長 今の工藤委員のご指摘で変更いたします。
後なければ質疑を終結しますがどうでしょうか。それでは質疑を終結して採決いたします。

議案第6号について、原案をちょっと変更したかたちでの決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、変更原案のとおり可決しました。

西崎議長 以上で、本日の議案審議はすべて終了しました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」事務局より報告があります。

事務局次長 (報告第1号について説明)

西崎議長 最後に、「その他諸般の報告」について事務局から説明があります。

事務局長 「その他諸般の報告」について説明

事務局長 次回4月の総会についてですが、事務局案としまして令和7年4月10日(木)午前10時からと考えておりますがよろしいでしょうか。

一 同 はい。

事務局長 それでは次回総会は、令和7年4月10日(木)午前10時から開催いたします。

西崎議長 以上を持ちまして「令和6年度第12回(3月)総会」を閉会します。皆様お疲れ様でした。

閉会 午前 10時 40分

上記のとおり相違ないことを署名する。

令和7年3月6日

議 長 西崎 哲彦

議事録署名者

2番 新岡 一樹

3番 島 成人